

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和4（2022）年5月31日現在

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を 特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があった としても、届出等の義務がない ため、そのまま旧姓使用が可能 なものとして計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
1	国土交通省	油濁防止管理者 [昭和45年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	—	船舶所有者 [省令に定める要件を備えた者を選任]	○					国土交通省 総合政策局 海洋政策課 企画係 TEL代表：03-5253-8111（内線24-365）
2	国土交通省	有害液体汚染防止管理者 [昭和58年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	—	船舶所有者 [省令に定める要件を備えた者を選任]	○					国土交通省 総合政策局 海洋政策課 企画係 TEL代表：03-5253-8111（内線24-365）
3	国土交通省	溶接工 [平成10年度]	船舶構造規則（平成10年運輸省令第16号）	溶接母材や溶接姿勢等に応じて区別	地方運輸局長等 [合格証明書の交付]	○					国土交通省海事局検査測度課業務第1係 TEL 代表03-5253-8111（内線44124）
4	国土交通省	水先人 [昭和24年度]	水先法	・一級水先人 ・二級水先人 ・三級水先人	国土交通大臣 [水先人名簿への登録]	○					国土交通省海事局海技課水先係 TEL 代表03-5253-8111（内線45324）
5	国土交通省	船舶料理士 [昭和50年度]	船員法	—	国土交通大臣 [船舶料理士資格証明書の交付]	○					国土交通省海事局船員政策課安全衛生係 TEL 代表03-5253-8111（内線45144）
6	国土交通省	救命艇手 [昭和8年度]	船員法	・救命艇手 ・限定救命艇手	地方運輸局長 [救命艇手（限定救命艇手）適任証書の交付]	○					国土交通省海事局船員政策課安全衛生係 TEL 代表03-5253-8111（内線45144）
7	国土交通省	衛生管理者 [昭和37年度]	船員法	—	地方運輸局長 [衛生管理者適任証書の交付]	○					国土交通省海事局船員政策課安全衛生係 TEL 代表03-5253-8111（内線45144）
8	国土交通省	主任技術者 [昭和41年度]	小型船造船業法	—	事業者 [選任]	○				取扱いは明文化されていないが、制度上許容されている。	国土交通省海事局船舶産業課造船施設係 TEL 代表03-5253-8634（内線43633）

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を 特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があった としても、届出等の義務がない ため、そのまま旧姓使用が可能 なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等	
9	国土交通省	海技士(航海) [昭和26年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法	<ul style="list-style-type: none"> 一級海技士(航海) 二級海技士(航海) 三級海技士(航海) 四級海技士(航海) 五級海技士(航海) 六級海技士(航海) 	国土交通大臣 [海技士免許原簿への登録]			○	旧姓使用の導入に当たって必要となる、海技免状発給のためのシステムの改修を検討中	国土交通省海事局海技課試験係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45315)
10	国土交通省	海技士(機関) [昭和26年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法	<ul style="list-style-type: none"> 一級海技士(機関) 二級海技士(機関) 三級海技士(機関) 四級海技士(機関) 五級海技士(機関) 六級海技士(機関) 	国土交通大臣 [海技士免許原簿への登録]			○	旧姓使用の導入に当たって必要となる、海技免状発給のためのシステムの改修を検討中	国土交通省海事局海技課試験係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45315)
11	国土交通省	海技士(通信) [昭和26年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法	<ul style="list-style-type: none"> 一級海技士(通信) 二級海技士(通信) 三級海技士(通信) 	国土交通大臣 [海技士免許原簿への登録]			○	旧姓使用の導入に当たって必要となる、海技免状発給のためのシステムの改修を検討中	国土交通省海事局海技課試験係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45315)
12	国土交通省	海技士(電子通信) [平成3年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法	<ul style="list-style-type: none"> 一級海技士(電子通信) 二級海技士(電子通信) 三級海技士(電子通信) 四級海技士(電子通信) 	国土交通大臣 [海技士免許原簿への登録]			○	旧姓使用の導入に当たって必要となる、海技免状発給のためのシステムの改修を検討中	国土交通省海事局海技課試験係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45315)

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を 特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があった としても、届出等の義務がない ため、そのまま旧姓使用が可能 なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
13	国土交通省	小型船舶操縦士 [昭和26年度]	船舶職員及び小 型船舶操縦者法	・一級小型船舶操縦士 ・二級小型船舶操縦士 ・特殊小型船舶操縦士	国土交通大臣 [小型船舶操縦士免 許原簿への登録]			○	旧姓使用の導入に当たって必 要となる、海技免状発給のた めのシステムの改修を検討中		国土交通省海事局海技課小型船係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45316)
14	国土交通省	耐空検査員 [昭和29年度]	航空法	—	国土交通大臣 [耐空検査員の証の 交付]			○		取扱いは明文化されていないが、制度 上許容されている。	国土交通省航空局安全部安全政策課 代表：03-5253-8734
15	国土交通省	航空従事者 [昭和27年度]	航空法	・定期運送用操縦士 ・事業用操縦士 ・自家用操縦士 ・准定期運送用操縦士 ・一等航空士 ・二等航空士 ・航空機関士 ・航空通信士 ・一等航空整備士・二等航空 整備士・一等航空運行整備士 ・二等航空運行整備士 ・航空工場整備士・航空英語 能力証明 ・計器飛行証明 ・操縦教育証明 ・運航管理者	国土交通大臣 [航空従事者技能証 明書の交付]			○		・新規発行の場合、旧姓併記希望者には 旧姓併記で発行（希望の意思表示が ない場合は原則、現行姓で発行）。ま た、旧姓のみの希望者には旧姓のみで 発行。 ・記載変更の場合、現行姓への記載変 更だけでなく、旧姓併記や旧姓への変 更にも対応。 ・なお、システムの文字数制限上対応 できない場合がある。	国土交通省航空局安全部安全政策課 代表：03-5253-8111(内線50316)
16	国土交通省	運航管理者（海上 旅客） [昭和46年度] （海上貨物） [平成16年度]	海上運送法 内航海運業法	—	地方運輸局長 （一部、国土交通大 臣） [選任]			○			国土交通省海事局安全政策課運航監視係 TEL 代表03-5253-8111 (内線43557)
17	国土交通省	安全統括管理者（海 上） [平成18年度]	海上運送法 内航海運業法	—	地方運輸局長 （一部、国土交通大 臣） [選任]			○			大臣官房運輸安全監理官室 代表TEL:03-5253-8111 (内線22053、 22054)

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を 特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の ※ 資格取得後に改姓があった としても、届出等の義務がない ため、そのまま旧姓使用が可 能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等		備考
18	国土交通省	動力車操縦者 [昭和31年度]	動力車操縦者運 転免許に関する 省令(昭和31年 運輸省令第43 号)	・甲種蒸気機関車運転免 許・甲種電気車運転免許 ・甲種内燃車運転免許 ・新幹線電気車運転免許 ・第一種磁気誘導式電気 車運転免許 ・第二種磁気誘導式電気 車運転免許・第一種磁気 誘導式内燃車運転免許・ 第二種磁気誘導式内燃車 運転免許・乙種蒸気機 関車運転免許・乙種電気 車運転免許 ・乙種内燃車運転免許 ・無軌条電車運転免許	地方運輸局長 [運転免許証の交 付]	○					国土交通省鉄道局安全監理官室運転係 Tel 代表03-5253-8111 (内線57857)
19	国土交通省	海事代理士 [昭和25年度]	海事代理士法	—	地方運輸局長等 [登録]	○					国土交通省海事局総務課海洋教育・海事振 興企画室 Tel 代表03-5253-8111 (内線43142)
20	国土交通省	海事補佐人 [昭和22年度]	海難審判法	—	海難審判所長 [登録簿の交付, 官 報公示]	○					国土交通省 海難審判所 書記課 訟務係 03-6893-2405
21	国土交通省	旅行業務取扱管理 者 [昭和47年度]	旅行業法	・総合・国内・地域限定	実施機関・観光庁 長官 [合格証の交付]	○					観光庁 参事官(旅行振興) 電話03-5253-8329
22	国土交通省	全国通訳案内士 [昭和24年度]	通訳案内士法	—	都道府県知事 [登 録]	○					観光庁 参事官(観光人材政策) 電話03-5253-8367
23	国土交通省	地域通訳案内士 [平成9年度]	通訳案内士法	—	自治体首長 [登録]	○					観光庁 参事官(観光人材政策) 電話03-5253-8367
24	国土交通省	観光圏内限定旅行 業務取扱管理者 [平成20年度]	観光圏の整備に よる観光旅客の 来訪及び滞在の 促進に関する法 律	—	国土交通大臣 [修了証明書を交 付]	○					観光庁 参事官(旅行振興) 電話03-5253-8329
25	国土交通省	整備管理者 [昭和26年度]	道路運送車両法	—	地方運輸局長 [届 出]	○			届出の記載状況(新旧姓併記、旧姓の み記載等)に基づき対応。		国土交通省自動車局整備課 Tel 代表03-5253-8111 (内線42412)

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を 特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があった としても、届出等の義務がない ため、そのまま旧姓使用が可能 なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
26	国土交通省	自動車整備士 [昭和26年度]	道路運送車両法	<ul style="list-style-type: none"> 一級大型自動車整備士 一級小型自動車整備士 一級二輪自動車整備士 二級ガソリン自動車整備士 二級ジーゼル自動車整備士 二級自動車シャシ整備士 二級二輪自動車整備士 三級自動車シャシ整備士 三級自動車ガソリン・エンジン整備士 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 三級二輪自動車整備士 自動車タイヤ整備士 自動車電気装置整備士 自動車車体整備士 	国土交通大臣 [合格証書の交付]	○				申請の記載状況（新旧姓併記、旧姓のみ記載等）に基づき対応。	国土交通省自動車局整備課 〒代表03-5253-8111（内線42412）
27	国土交通省	整備主任者 [平成10年度]	道路運送車両法 施行規則(昭和 26年運輸省令第 74号)	—	運輸監理部長又は 運輸支局長 [選任を届出]	○				届出の記載状況（新旧姓併記、旧姓のみ記載等）に基づき対応。	国土交通省自動車局整備課 〒代表03-5253-8111（内線42412）
28	国土交通省	登録運転者 [昭和45年度]	タクシー業務適 正化特別措置法	—	登録実施機関 [「運転者証」の付 与]	○					国土交通省自動車局旅客課 〒代表03-5253-8111（内線41212）
29	国土交通省	運行管理者(旅客自 動車) [平成13年度]	道路運送法	<ul style="list-style-type: none"> 旅客自動車運送事業運 行管理者資格者証 一般乗合旅客自動車運 送事業運行管理者資格者 証 一般貸切旅客自動車運 送事業運行管理者資格者 証 一般乗用旅客自動車運 送事業運行管理者資格者 証 特定旅客自動車運送事 業運行管理者資格者証 	地方運輸局長 [「運行管理者資格 者証」の交付]	○					国土交通省自動車局安全政策課 〒代表03-5253-8111（内線41613）

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を 特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の ※ 資格取得後に改姓があった としても、届出等の義務がない ため、そのまま旧姓使用が可 能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等		備考
30	国土交通省	安全統括管理者(旅 客自動車) [平成18年度]	道路運送法	—	地方運輸局長又は 国土交通大臣 [選任届の受理]	○					大臣官房運輸安全監理官室 代表TEL:03-5253-8111 (内線: 22053、 22054)
31	国土交通省	運行管理者(貨物自 動車) [平成2年度]	貨物自動車運送 事業法	—	地方運輸局長 [「運行管理者資格 者証」の交付]	○					国土交通省自動車局安全政策課 〒代表03-5253-8111 (内線41613)
32	国土交通省	安全統括管理者(貨 物自動車) [平成18年度]	貨物自動車運送 事業法	—	地方運輸局長 [「運行管理者資格 者証」の交付]	○					大臣官房運輸安全監理官室 代表TEL:03-5253-8111 (内線: 22053、 22054)
33	国土交通省	索道技術管理者 [昭和61年度]	鉄道事業法	—	索道事業者 [省令に定める要件 を備えた者を選任]	○					国土交通省鉄道局施設課 03-5253-8111 (内線40843)
34	国土交通省	安全統括管理者(索 道) [平成18年度]	鉄道事業法	—	— [※参考(安全統括 管理者の選任・解 任の届出の義務)]	○					大臣官房運輸安全監理官室 代表TEL:03-5253-8111 (内線: 22053、 22054)
35	国土交通省	安全統括管理者(鉄 道) [平成18年度]	鉄道事業法	—	— [※参考(安全統括 管理者の選任・解 任の届出の義務)]	○					大臣官房運輸安全監理官室 代表TEL:03-5253-8111 (内線: 22053、 22054)
36	国土交通省	設計管理者 [平成11年度]	鉄道事業法	—	鉄道事業者 [省令に定める要件 を備えた者を選任]	○					国土交通省鉄道局施設課 03-5253-8111 (内線40843)
37	国土交通省	竣工確認者 [平成11年度]	鉄道事業法	—	鉄道事業者 [省令に定める要件 を備えた者を選任]	○					国土交通省鉄道局施設課 03-5253-8111 (内線40843)
38	国土交通省	竣工確認管理者 [平成11年度]	鉄道事業法	—	鉄道事業者 [省令に定める要件 を備えた者を選任]	○					国土交通省鉄道局施設課 03-5253-8111 (内線40843)

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を 特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があった としても、届出等の義務がない ため、そのまま旧姓使用が可能 なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
39	国土交通省	業務統括管理者 [平成11年度]	鉄道事業法	—	鉄道事業者 [省令に定める要件 を備えた者を選任]	○					国土交通省鉄道局施設課 03-5253-8111 (内線40843)
40	国土交通省	気象予報士 [平成6年度]	気象業務法	—	気象庁長官 [登録]	○					気象庁 情報基盤部 情報利用推進課 第一民間気象業務推進係 03-6758-3900 (内線: 3167)
41	国土交通省	機長認定 [昭和27年度]	航空法	—	国土交通大臣又は 地方航空局長 [認定通知書の交 付]	○				航空法第23条の『技能証明書』に限定 せず、戸籍謄本等の本人確認できるも のに旧姓の記載があり、申請書の旧姓 の記載と一致すれば旧姓使用可能。	国土交通省航空局安全部航空安全推進室 代表: 03-5253-8111
42	国土交通省	査察操縦士 [昭和46年度]	航空法	・ 査察操縦士 ・ 限定査察操縦士	国土交通大臣又は 地方航空局長 [指名通知書の交 付]	○				航空法第23条の『技能証明書』に限定 せず、戸籍謄本等の本人確認できるも のに旧姓の記載があり、申請書の旧姓 の記載と一致すれば旧姓使用可能。	国土交通省航空局安全部航空安全推進室 代表: 03-5253-8111
43	国土交通省	不動産鑑定士 [昭和39年度]	不動産の鑑定評 価に関する法律	・ 不動産鑑定士 ・ 不動産鑑定士補	国土交通大臣 [登録、登録通知書 を送付]	○					国土交通省不動産・建設経済局地価調査課 鑑定士係 TEL 代表03-5253-8111 (内線 30653)
44	国土交通省	土木施工管理技士 [昭和44年度]	建設業法	・ 1級土木施工管理技士 ・ 2級土木施工管理技士	国土交通大臣 [合格証明書の交 付]		△		旧姓使用の導入に当たり、合 格証明書交付のためのシステ ムの改修を検討中 (時期未 定)		国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03-5253-8111 (24756)
45	国土交通省	建設機械施工管理 技士 [昭和35年度]	建設業法	・ 1級建設機械施工管理 技士 ・ 2級建設機械施工管理 技士	国土交通大臣 [合格証明書の交 付]		△		旧姓使用の導入に当たり、合 格証明書交付のためのシステ ムの改修を検討中 (時期未 定)		国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03-5253-8111 (24756)
46	国土交通省	管工事施工管理技 士 [昭和47年度]	建設業法	・ 1級管工事施工管理技 士 ・ 2級管工事施工管理技 士	国土交通大臣 [合格証明書の交 付]		△		旧姓使用の導入に当たり、合 格証明書交付のためのシステ ムの改修を検討中 (時期未 定)		国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03-5253-8111 (24756)
47	国土交通省	造園施工管理技士 [昭和50年度]	建設業法	・ 1級造園施工管理技士 ・ 2級造園施工管理技士	国土交通大臣 [合格証明書の交 付]		△		旧姓使用の導入に当たり、合 格証明書交付のためのシステ ムの改修を検討中 (時期未 定)		国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03-5253-8111 (24756)

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を 特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の ※ 資格取得後に改姓があった としても、届出等の義務がない ため、そのまま旧姓使用が可 能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
48	国土交通省	建築施工管理技士 [昭和58年度]	建設業法	・ 1級建築施工管理技士 ・ 2級建築施工管理技士	国土交通大臣 [合格証明書の交付]		△		旧姓使用の導入に当たり、合格証明書交付のためのシステムの改修を検討中（時期未定）		国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03-5253-8111 (24756)
49	国土交通省	電気工事施工管理技士 [昭和63年度]	建設業法	・ 1級電気工事施工管理技士 ・ 2級電気工事施工管理技士	国土交通大臣 [合格証明書の交付]		△		旧姓使用の導入に当たり、合格証明書交付のためのシステムの改修を検討中（時期未定）		国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03-5253-8111 (24756)
50	国土交通省	電気通信工事施工管理技士 [平成31年度]	建設業法	・ 1級電気通信工事施工管理技士 ・ 2級電気通信工事施工管理技士	国土交通大臣		△		旧姓使用の導入に当たり、合格証明書交付のためのシステムの改修を検討中（時期未定）		国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03-5253-8111 (24756)
51	国土交通省	解体工事施工技士 [平成3年度]	解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)	—	(社)全国解体工事業団体連合会 [登録試験合格証明書の交付]		△		旧姓使用の要望に接していないことから、今後要望等があれば、資格付与者と可否を含めて検討する		国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03-5253-8111 (24756)
52	国土交通省	浄化槽設備士※ [昭和58年度] <環境省と共管>	浄化槽法	—	国土交通大臣 [浄化槽設備士免状の交付]		○				国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03-5253-8111 (24756)
53	国土交通省	宅地建物取引士 [昭和32年度]	宅地建物取引業法	—	都道府県知事 [宅地建物取引士証の交付]		○				国土交通省不動産・建設経済局不動産業課 03-5253-8111 (25139、25129)
54	国土交通省	測量士・測量士補 [昭和24年度]	測量法	—	国土地理院長 [測量士(補)名簿に登録]		○				国土地理院総務部総務課試験登録係 029-864-8214 (ダイヤルイン)
55	国土交通省	管理業務主任者 [平成13年度]	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	—	国土交通大臣 [管理業務主任者証の交付]		○				国土交通省不動産・建設経済局参事官付 03-5253-8111 (25139、25129)
56	国土交通省	衛生担当者 [昭和39年度]	船員法	—	地方運輸局長		○				国土交通省海事局船員政策課安全衛生係 代表03-5253-8111 (内線45144)

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を 特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があった としても、届出等の義務がない ため、そのまま旧姓使用が可能 なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等		備考
57	国土交通省	危険物等取扱責任者 [平成8年度]	船員法	・甲種(石油、液体化学薬品、液化ガス) ・乙種	地方運輸局長 [船員手帳に認定をした旨の証印]	○					国土交通省海事局船員政策課安全衛生係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45144)
58	国土交通省	自動車検査員 [昭和37年度]	道路運送車両法	—	地方運輸局長 [届出の受理]	○				届出の記載状況(新旧姓併記、旧姓のみ記載等)に基づき対応。	国土交通省自動車局整備課 TEL代表03-5253-8111 (内線42412)
59	国土交通省	消火作業指揮者 [平成9年度]	船員法	—	地方運輸局長	○					国土交通省海事局船員政策課安全衛生係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45144)
60	国土交通省	船舶保安管理者 [平成18年度]	保安法	—	地方運輸局長	○					国土交通省海事局船員政策課企画係 TEL 代表03-5253-8111 (内線45127)
61	国土交通省	倉庫管理主任者 [平成14年度]	倉庫業法	—	規定なし	○					国土交通省総合政策局参事官(物流産業)室 TEL 代表03-5253-8111 (内線25-330)
62	国土交通省	設計者資格 (宅地造成等規制法に基づく) [昭和37年度]	宅地造成等規制法	—	規定なし	○				旧姓使用の可否等について特段の定めはない	国土交通省都市局都市安全課技術審査係 TEL 代表03-5253-8111 (内線32343)
63	国土交通省	設計者資格 (都市計画法に基づく) [昭和44年度]	都市計画法	—	規定なし	○				旧姓使用の可否等について特段の定めはない	国土交通省都市局都市計画課開発調整係 TEL 代表03-5253-8111 (内線32695)
64	国土交通省	特定建築物調査員 [昭和45年度]※平成26年法改正	建築基準法	—	国土交通大臣 [資格者証の交付]	○					国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付防火係 TEL 代表 03-5253-8111(内線39529)
65	国土交通省	防火設備検査員 [平成26年度]	建築基準法	—	国土交通大臣 [資格者証の交付]	○					国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付防火係 TEL 代表 03-5253-8111(内線39529)
66	国土交通省	昇降機等検査員 [昭和45年度]※平成26年法改正	建築基準法	—	国土交通大臣 [資格者証の交付]	○					国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付設備係 TEL 代表 03-5253-8111(内線39568)
67	国土交通省	建築設備検査員 [昭和45年度]※平成26年法改正	建築基準法	—	国土交通大臣 [資格者証の交付]	○					国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付設備係 TEL 代表 03-5253-8111(内線39568)

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を 特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があった としても、届出等の義務がない ため、そのまま旧姓使用が可能 なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定等		備考
68	国土交通省	管理主任技術者(ダム) [昭和40年度]	河川法	—	ダム設置者 [選任]		△		旧姓使用の要望は受けていないため、今後要望等があれば検討する。		国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室 ダム企画係 03-5253-8449 (内線35484)
69	国土交通省	建築士 [昭和25年度]	建築士法	・一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士	・一級：国土交通大臣 ・二級：都道府県知事 ・木造：都道府県知事 [登録、免許証の交付]	○					国土交通省住宅局建築指導課 指導係 TEL 代表 03-5253-8111(内線39527)
70	国土交通省	建築設備士 [昭和58年度]	建築士法	—	国土交通大臣 [登録、登録証の交付]	○				一級建築士の旧姓併記についての事務連絡を踏まえ一般社団法人建築設備技術者協会(登録機関)の登録事務規定上可としている	国土交通省住宅局建築指導課 指導係 TEL 代表 03-5253-8111(内線39527)
71	国土交通省	建築基準適合判定資格者 [平成11年度]	建築基準法	—	国土交通大臣 [登録、登録証の交付]	○				運用上可としている	国土交通省住宅局建築指導課 指導係 TEL 代表 03-5253-8111(内線39527)
72	国土交通省	構造計算適合判定資格者 [平成11年度]	建築基準法	—	国土交通大臣[登録、登録証の交付]	○					国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付構造係 TEL 代表 03-5253-8111(内線39537)
73	国土交通省	監理技術者資格者証 [昭和62年度]	建設業法	—	(一財)建設業技術者センター理事長 [監理技術者資格者証の交付]	○					国土交通省不動産・建設経済局建設業課 03-5253-8111 (24756)
74	国土交通省	マンション管理士 [平成12年度]	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	—	国土交通大臣 [登録証の交付]	○			マンション管理士登録簿及びマンション管理士登録証において旧氏(旧姓)の併記を運用上可とした。(法律の規定外であるが、マンション管理センターが発行するマンション管理士証(携帯可能なもの)についても、旧氏(旧姓)使用を可としている。)		国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付指導係 TEL 代表03-5253-8111 (内線39935)